

特定公共賃貸住宅の入居申込みについて（ご案内）

入居資格

- ① 同居しようとする親族（婚約者含む）がいること
※一人世帯入居可能な住宅（住戸の床面積が 55 平方メートル以下）は、
単身での申込みが可能です
- ② 収入月額が 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下であること
- ③ 申込者（同居する親族を含む）が暴力団員でないこと
- ④ 住宅に困窮していること

申込みに必要な書類

- A 住民票（全部記載）の写し
- B 所得証明書（学生・園児・幼児以外の方全員分 ※所得がない方も必要）
※1 月～6 月に入居申込みを行う場合には、前年分の源泉徴収票等（写し）もあわせて提出してください。
- C 健康保険証の写し（入居予定の者全員分。※同居外扶養親族等がいればその分も必要）
- D 申し込みの理由（困窮状況等を記入したもの）
- E その他（以下に該当する方は提出してください）
- ・借家やアパート等にお住まいの場合、月額家賃がわかる書類（契約書等の写し）
 - ・婚約証明書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）
 - ・障がい者手帳等の写し
 - ・戸籍謄本
 - 夫と離婚し、扶養している子がいる場合
 - 夫と死別した場合
 - 妻と離婚・死別し、扶養している子がいる場合
 - ・単身で入居申込みをする場合
 - 戸籍謄本
 - 入居資格認定のための申立書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）
 - ・離婚が成立していない場合
 - 離婚状態申立書及び念書（市役所の住宅担当窓口にて用紙をご用意しております）

問い合わせ先

佐渡市役所 建設部建築住宅課 住宅・都市計画係（TEL 0259-67-7403）
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

収入月額の計算方法

収入がある一人毎に年間所得を計算し、世帯全員の合計所得をもとめます。
合計所得から控除総額を控除し、それを12ヶ月で割ったものが収入月額となります。

対 象 収 入

対象となる収入	給与収入、国民年金、厚生年金、その他公的年金 営業所得、不動産所得、その他恒常的な所得等
対象とならない収入	障がい年金、遺族年金、その他非課税年金 仕送り、労災保険、休業補償、一時所得、その他非課税所得

控 除 額

控 除 名	控除対象者	控 除 額
給与所得者など控除	給与所得又は、公的年金などに係る所得を有するもの	1人につき10万
同居親族及び 同居外親族控除	本人以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族	1人につき38万
老人扶養親族控除	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、年齢が70歳以上	1人につき10万
特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満	1人につき25万
特別障がい者控除	身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級 または療育手帳Aのいずれかを交付されている	1人につき40万
障がい者控除	上記の特別障がい者控除以外で、障がい者手帳等を交付されている者	1人につき27万
ひとり親控除	婚姻をしていない又は、配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態でなく、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下	所得から35万
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にないこと ① 夫と離別し、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下 ② 夫と死別等し、合計所得額が500万円以下	所得から27万